

## いるか突棒漁業の許可等に関する取扱方針について

平成14年3月19日制定

(趣旨)

第1 この方針は、青森県沖合海域において、いるか突棒漁業を営むものの許可等について必要な事項を定める。

(許可の申請)

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則(以下「規則」という。)第8条に規定する申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて申請すること。

(1) 所属漁業協同組合長の副申書

(2) 漁船原簿謄本(青森県に漁船登録を有しない漁船に限る。)

(3) 用船の場合は、漁船使用承諾書(漁船所有者の印鑑証明を添付)

(4) 共同経営の場合は、代表者選定届(印鑑証明添付)

(5) 法人にあっては、定款及び登記簿謄本

(6) その他知事が必要と認めた書類

2 県内に住所を有する者(以下「県内者」という。)に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめのうえ、いるか突棒漁業許可申請一覧表(第2号様式)(以下「一覧表」という。)を作成し、提出すること。

3 県外に住所を有する者(以下「県外者」という。)に係る申請書は、その住所地の都道府県知事が取りまとめのうえ、一覧表を作成し、規則第3条に規定する副申書を添えて提出すること。

(許可証の交付)

第3 許可証は、県内者にあつては、所属漁業協同組合を、県外者にあつては、その住所地の都道府県知事を経由し、申請者又は操業責任者に手交する。

(許可等の対象者)

第4 許可の対象者は、規則第24条に規定する適格性を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 前年度において、この漁業の許可を受け、誠実に営んだ者。ただし、平成14年度の許可に当たっては、平成13年度に青森県東部海区漁業調整委員会又は青森県西部海区漁業調整委員会の承認を受け、この漁業を誠実に営んだ者。

二 その他知事が特に事情やむを得ないと認めた者

(対象鯨種及び捕獲枠)

第5 この漁業において、捕獲の対象とすることができる鯨種及び捕獲頭数は、小型鯨類資源管理方針に基づき毎年国から割り当てられる種別捕獲枠の範囲内とする。

(許可の対象漁船)

第6 許可の対象漁船は、総トン数20トン未満の動力漁船とする。

(操業期間及び許可期間)

第7 操業期間は11月1日から翌年4月30日までとし、許可期間は1年以内とする。ただし、平成14年4月1日の許可に係る有効期間は、平成14年4月30日までとする。  
(許可等の隻数の制限)

第8 この漁業の許可又は起業の認可の隻数は、30隻以内とする。  
(許可をしない場合)

第9 規則第23条第1項各号に掲げる場合のほか、過去1年間において、この漁業の違反で処分を受けた者及びその者と共同で申請した場合又はその違反船をもって申請した場合は、許可しない。  
(陸揚港の制限)

第10 漁獲物の陸揚港は、次に掲げる港とし、県内者にあつては、根拠地港を追加する。  
八戸港、大畑港、小泊港、深浦港  
(制限又は条件)

第11 許可に際しては、次の制限又は条件を付する。

一 次に掲げる港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載しないこと。ただし、天災その他やむを得ない事情により陸揚げ港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載したときは、その都度知事に報告すること。

八戸港、大畑港、小泊港、深浦港、 港(県内者の場合は、根拠地港追加)

二 次の鯨類を捕獲しないこと。

ア 乳飲み稚いるか及び稚いるかを伴う雌いるか

イ いしいるか以外の鯨種

三 使用する漁船の船橋楼両側面に別途様式による船体標識を表示すること。

四 知事が資源の保護又は漁業調整のため必要と認めて操業を制限した場合は、これに従うこと。

五 太平洋海域で操業する場合、むつ小川原港港湾区域内においては操業しないこと。  
(操業記録等の提出)

第12 この漁業の許可を受けた者は、別に定める操業記録(第3号様式)及び陸揚港の市場管理者の確認を証する陸揚確認書(水揚げ伝票の写し)を毎月、翌月の10日までに提出しなければならない。  
(漁獲成績報告書)

第13 この漁業の許可を受けた者は、漁業終了後30日以内に別に定める漁獲成績報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、上記の報告書のほかに、資源保護又は資源管理上必要な場合は、許可を受けた者又は所属漁業協同組合に対し、操業に関する報告を求めることができる。

第1号様式

## いるか突棒漁業許可（起業認可）申請書

年 月 日

青森県知事

殿

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記によりいるか突棒漁業の許可（起業の認可）を受けたいので、漁業法第66条第1項並びに青森県海面漁業調整規則第7条及び第8条第1項（青森県海面漁業調整規則第21条第1項及び第2項）の規定により申請します。

### 記

- 1 漁業種類
- 2 操業区域
- 3 漁獲物の種類
- 4 操業期間
- 5 漁業根拠地
- 6 漁具の種類、規模及び数
- 7 使用する船舶
  - （1）船 名
  - （2）漁船登録番号
  - （3）船舶総トン数
  - （4）推進機関の種類及び馬力数

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式

いるか突棒漁業許可申請一覧表

都道府県名：

所属漁協名：

許可 番号	申請者		使用船舶			根拠地港	陸揚港	前年度 許可番号
	住 所	氏 名	船 名	漁船登録番号	推進機関の 種類・馬力数			

注 欄には記入しないこと

平成14年4月の申請時においては、前年度許可番号を前年度承認番号に読み替えるものとする。

用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第3号様式

いるか突棒操業記録用紙

船名： \_\_\_\_\_ 丸（ \_\_\_\_\_ トン） 所有者： \_\_\_\_\_ 乗組員： \_\_\_\_\_ 名

所属漁協： \_\_\_\_\_ 記録責任者： \_\_\_\_\_

年月日			操業（探索）情報				捕獲組成		備考				
年	月	日	出・休漁	開始時刻	終了時刻	漁場（注）	種類	頭数	出港地	出港時刻	入港地	入港時刻	水揚地等
			出・休	:	:					:		:	
			出・休	:	:					:		:	
			出・休	:	:					:		:	
			出・休	:	:					:		:	
			出・休	:	:					:		:	
			出・休	:	:					:		:	
			出・休	:	:					:		:	
			出・休	:	:					:		:	
			出・休	:	:					:		:	
			出・休	:	:					:		:	
			出・休	:	:					:		:	
			出・休	:	:					:		:	
			出・休	:	:					:		:	
			出・休	:	:					:		:	
			出・休	:	:					:		:	

注 漁場は 沖（八戸沖など）または農林海区番号で表示すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第4号様式

いるか突棒漁業漁獲成績報告書（平成 年 月～平成 年 月）

青森県知事 殿

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

1 許可番号 \_\_\_\_\_

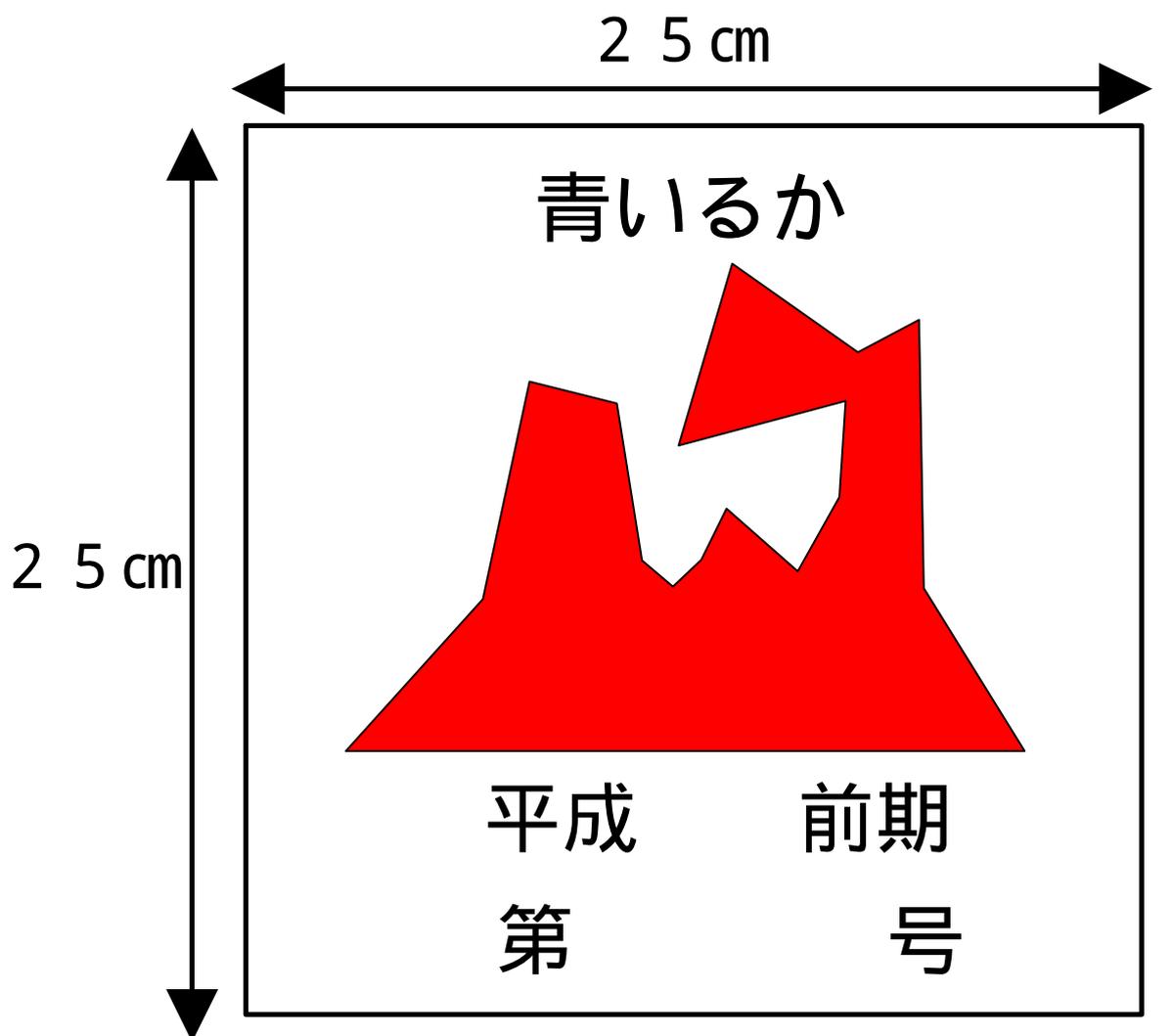
2 船 名 \_\_\_\_\_

3 漁獲実績

年 月 日			い る か				そ の 他								陸揚港
年	月	日	いしいるか		めかじき		まかじき		くろまぐる		その他				
			数量頭数	金 額	数量頭数	金 額	数量・kg	金 額							

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

# 別途様式



文字・数字 黒色

地形図 赤色塗りつぶし

余白 白色